

## 入札参加資格

## 1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者の構成企業は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む単一企業または複数の企業のグループにより構成されるものとし、次の（ア）から（エ）に掲げる要件を満たすものとする。
  - (ア) 入札参加者は、市との交渉窓口となる構成企業 1 社を「代表企業」として定めること。なお、代表企業は、本施設のうち、焼却施設のプラント設備の建設を担当する建設企業とする。
  - (イ) 入札参加者の構成企業は、本事業の設計業務、建設業務又は運營業務を行う企業のうち、SPC に出資する構成員及び SPC に出資しない協力企業から構成するものとする。なお、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とする。
  - (ウ) 設計企業、建設企業及び運営企業については、以下の役割ごとに分割し、各々を担当する複数の企業により構成されることを認めるものとする。
    - <設計企業>
      - ① 建屋の設計を担当する設計企業
      - ② 焼却施設プラント設備の設計を担当する設計企業
      - ③ リサイクル施設プラント設備の設計を担当する設計企業
      - ④ し尿処理施設プラント設備の設計を担当する設計企業
      - ⑤ 既存施設解体の設計を担当する設計企業
    - <建設企業>
      - ⑥ 建屋の建設を担当する建設企業
      - ⑦ 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業
      - ⑧ リサイクル施設プラント設備の建設を担当する建設企業
      - ⑨ し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業
      - ⑩ 既存施設解体の施工を担当する建設企業
    - <運営企業>
      - ⑪ 焼却施設の運営を担当する運営企業
      - ⑫ リサイクル施設の運営を担当する運営企業
      - ⑬ し尿処理施設の運営を担当する運営企業
  - (エ) 構成企業のうち、焼却施設プラント設備の設計・建設・運営を担当する企業は、SPC に出資する構成員とする。
- (2) 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議の上、これを決定する。
- (3) 落札者は、仮契約締結時まで SPC を尼崎市において設立するものとする。
- (4) 入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする。

## 2 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

(1) 共通の要件

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 代表企業については、市の令和4・5年度入札参加資格を有していること。

(2) 設計企業の個別の要件

設計企業は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 建屋の設計を担当する設計企業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 焼却施設プラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①全連続燃焼式・1炉当り140t/24h以上・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②全連続燃焼式・3炉以上・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
- (ウ) リサイクル施設プラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①破碎選別施設・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②破碎選別施設・処理能力20t/5h以上の施設の竣工実績
- (エ) し尿処理施設プラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①し尿処理施設・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②汚泥資源化方式が助燃剤化方式である施設の竣工実績
- (オ) 既存施設解体の設計を担当する企業にあつては、解体設計の実績（性能発注[設計数量の明記がない発注形式含む]の実績も可）を1件以上有すること。

(3) 建設企業の個別の要件

建設企業は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 建屋の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業、及びリサイクル施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
- (エ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①全連続燃焼式・1炉当り140t/24h以上・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②全連続燃焼式・3炉以上・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
- (オ) リサイクル施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①破碎選別施設・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②破碎選別施設・処理能力20t/5h以上の施設の竣工実績

- (カ) し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
  - (キ) し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
    - ①し尿処理施設・平成 15 年度以降竣工の施設の竣工実績
    - ②汚泥資源化方式が助燃剤化方式である施設の竣工実績
  - (ク) 既存施設解体の施工を担当する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事または解体工事につき特定建設業の許可を受けていること。
  - (ケ) 既存施設解体の施工を担当する企業にあつては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日厚生労働省基発 401 号の 2）または「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月）に基づく、地方自治体発注のごみ焼却施設（一般廃棄物処理施設）の解体工事の元請け完工実績を 1 件以上有すること。
- (4) 運営企業の個別の要件
- 運営企業は、以下の要件を満たすこと。
- (ア) 焼却施設の運営を担当する運営企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
    - ①全連続燃焼式・1 炉当り 140t/24h 以上・平成 15 年度以降竣工の施設の運転管理実績
    - ②全連続燃焼式・3 炉以上・平成 15 年度以降竣工の施設の運転管理実績
  - (イ) 焼却施設の運営を担当する運営企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の運転責任者の経験を有する技術者を焼却施設の試運転開始までに配置し、なおかつ当該技術者を運営開始後 2 年間以上配置できること。
  - (ウ) リサイクル施設の運営を担当する運営企業にあつては、一般廃棄物を対象とした不燃・粗大・容器包装リサイクル施設の運転管理実績を 1 件以上有していること。
  - (エ) リサイクル施設の運営を担当する運営企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者（破碎・リサイクル施設）の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。
  - (オ) し尿処理施設の運営を担当する運営企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。

### 3 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 市において定める要綱において指名停止期間中である者
- (3) 清算中の株式会社である企業については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- (5) 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法

律事務所。また、これと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者、若しくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

(6) 尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員と資本面及び人事面において関連のある者

(7) 法人又は法人の役員及び重要な使用人が以下に該当している者

(ア) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は暴力団等でなくなった日から 5 年を経過しない者

(イ) その者の親会社等または親会社等の役員及び重要な使用人が（ア）に該当する法人

#### 4 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

以 上